

平成13年11月28日

ソロモン総選挙に対する選挙監視要員の派遣について

1. わが国政府は、本年12月5日（水）に行われるソロモン諸島総選挙の公正かつ民主的な実施を支援するため、5名の選挙監視要員を本年12月2日（日）から7日（金）まで同国に派遣することを決定した。派遣されるのは、田中辰夫（たなか・たつお）在パプアニューギニア大使他の外務省職員である。
2. わが国選挙監視要員は、ソロモン滞在中、豪、ニュージーランド等の各国から派遣される選挙監視団と協力しつつ、総選挙の準備、投票、開票作業等の監視を行う予定である。
3. 今回の総選挙は、2000年6月の武装勢力による首相拘束事件以来、初の総選挙であり、同選挙が公正かつ民主的に実施されることは、ソロモン情勢の安定化・正常化および民主主義回復に向けての第一歩として極めて重要なものである。
4. なお、わが国は選挙監視要員の派遣に加え、これまでにソロモンに対し、以下の調達に係る支援を草の根無償資金協力で行っている。
 - (1) 車輛・カヌー（約1,000万円）
選挙人の登録、情報提供等の活動のために必要な車輛およびカヌーを購入するために必要な資金を選挙管理委員会に供与。
 - (2) 投票箱（約1,000万円）
総選挙で必要とされる約1万2,000個の投票箱のうち、約3分の1（約4,400個）を購入するために必要な資金を選挙管理委員会に供与。

<参考>ソロモン情勢

1. 昨年6月、首都ホニアラのあるガダルカナル島において先住民であるガダルカナル人と移民のマライタ人との間で緊張が高まる中、マライタ系反政府武装勢力が、ウルファアル前首相を自宅で拘束し、辞任に追い込んだ。同月30日、首相選挙が行われ、野党党首のソガワレが首相に選出された。
2. 拘束事件後、首都ホニアラ周辺では両武装勢力の衝突が続いたが、昨年10月15日、両武装勢力、ソロモン政府の三者は、豪州タウンズビルにて和平協定に署名した。両武装勢力は、右協定合意内容に基づき、国際停戦監視団（豪州、ニュージーランド）と協調し武器の回収を行っている。
3. ソロモンの憲法上の規定では、国会議員の任期は4年であり、任期満了日（本年8月28日）から4ヵ月以内に総選挙を行うこととなっており、ソロモン政府は、本年12月5日に総選挙を実施することを決定した。